

## 第2章 対象事業の目的及び内容

### 2.1 対象事業の種類

道路の新設又は改築の事業

### 2.2 対象事業の目的

一般国道 403 号道路拡幅事業の対象道路である新潟都市計画道路 3・3・66 号国道 403 号線（以下、「本路線」という。）は、昭和 57 年に県道三条新津線及び新潟新津線が国道昇格され広域的な幹線道路としての計画整備を図るため、昭和 59 年に新潟県が都市計画道路へ決定し、平成 8 年に広域幹線道路としての機能向上を図るとともに市街地内の円滑な交通を確保するため、終点を延伸することで、変更決定されている。その後、平成 19 年 4 月に本市が政令指定都市に移行したことに伴い、本路線の管理権限が新潟県から本市に移管されている。このうち、対象事業となる茅野山 IC から古田交差点区間（以下、「本事業区間」という。）は、現在、都市計画決定幅（完成 4 車線）で道路用地の取得がされているものの、暫定 2 車線又は暫定 3 車線で供用されたまま今日に至っている。

本事業区間は、本市の目指す多核連携型の都市構造において、都心から放射状に広がる国道のひとつとして位置付けられ、市民の日常的な移動はもとより、物流などの社会経済活動を支えるとともに、緊急輸送道路に指定され、災害時における重要な道路ネットワークとしての役割を果たしている。一方で、都市計画決定以降の沿線市街地の著しい発展や本路線を構成する小須戸田上バイパスが令和 2 年 3 月に全線開通したことにより、多くの交通が本事業区間に集中し、小阿賀野橋周辺や古田交差点で慢性的な渋滞が発生している。更には、今後、新潟中央環状道路が本事業区間と接続することで交通量が増加し、更なる渋滞が懸念されている。

このことから、本事業区間を 4 車線に拡幅整備することにより、交通混雑の緩和を図り、物流・交流・連携の強化や災害に強い道路ネットワークを構築するものである。

### 2.3 対象事業の規模

延長：L=7.4km

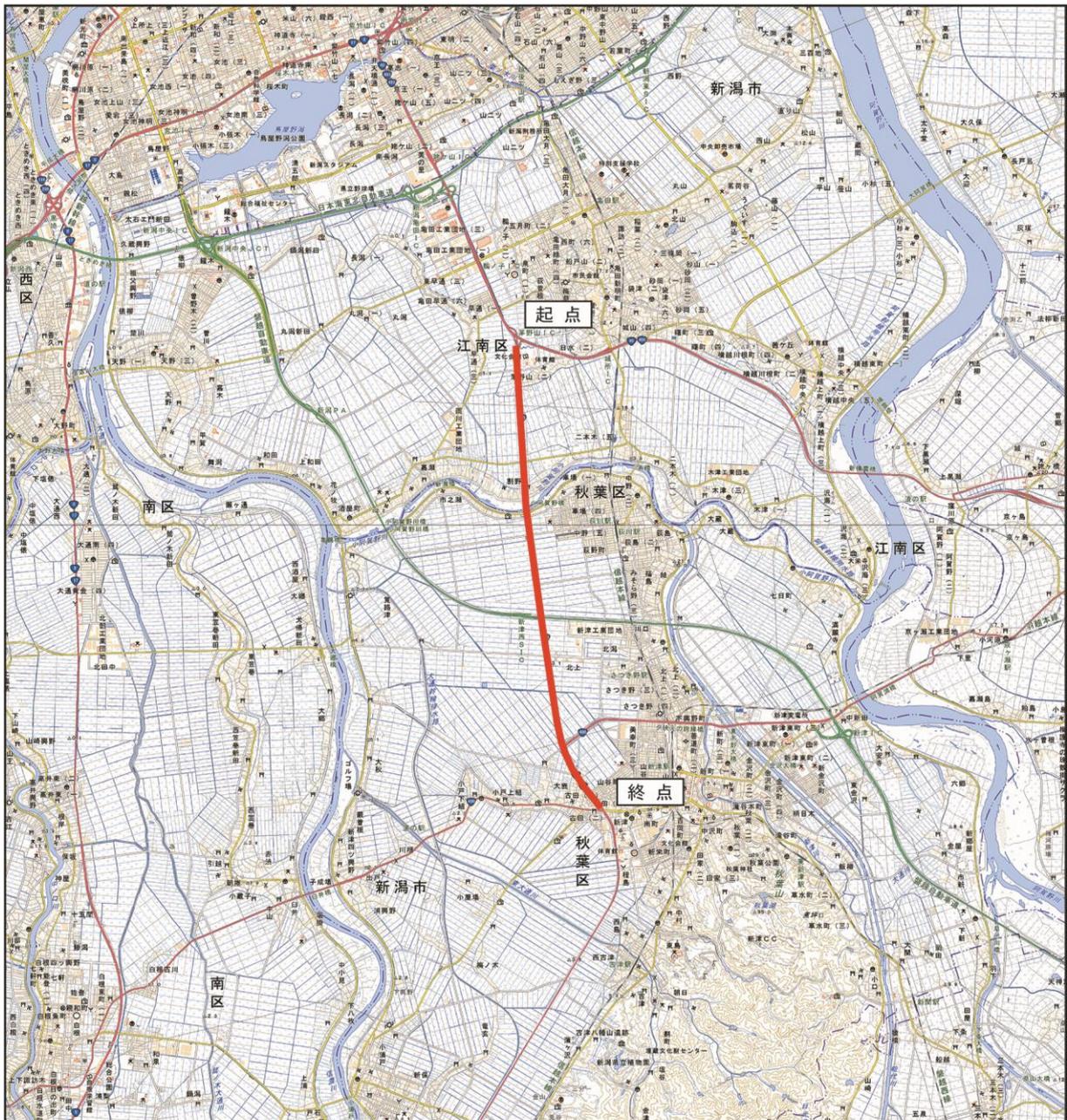
幅員：24m

車線の数：4

### 2.4 対象事業実施想定区域の位置

起点：新潟市江南区茅野山

終点：新潟市秋葉区古田 1 丁目（図 2.4.1 参照）



凡例

— 対象事業実施想定区域



1:100,000

0 2,000 4,000m

(図面出典：国土地理院. 電子地形図 50000 新潟・新津を加工)

図 2.4.1 対象事業実施想定区域の位置

## 2.5 対象事業の工事計画概要

対象事業の工事の実施に係る工法や期間、工程計画などの工事計画は、今後の設計や関係機関協議等により決定するため、現時点で想定される概略の工程を表 2.5.1 に示す。工事は対象事業実施想定区域の占用物移設を行った後に、橋梁工事、地盤改良及び道路改良を行う予定である。

表 2.5.1 工事計画表（概略）

工種\年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
占用物移設	←→																	
橋梁工事				←→ 小阿賀野橋、車場高架橋														
地盤改良							←→											
道路改良												←→						

※占用物移設：拡幅工事において支障となる通信ケーブル等の埋設物や電力柱などの道路占用物を工事に支障とならない位置に移設するもの

## 2.6 事業活動の概要

### 2.6.1 道路の種別、構造等

本事業の対象道路である新潟都市計画道路 3・3・66 号国道 403 号線の位置を図 2.6.1 に、対象道路上空からの航空写真を図 2.6.2 に示し、道路の種別、構造等を表 2.6.1 に示す。本事業は、ここに示す新潟都市計画道路区域延長のうち L=7.4km を対象とするものである。また、平成 8 年都市計画決定時の標準断面図を図 2.6.3 に示す。



図 2.6.1 新潟都市計画道路 3・3・66 号国道 403 号線及び対象事業実施想定区域の位置

(至 起点：江南区茅野山)



(至 終点：秋葉区古田)



図 2.6.2 対象事業実施想定区域上空からの航空写真

表 2.6.1 都市計画道路の種別、構造等

項目		内容
種別		幹線街路
名称	番号	3・3・66
	路線名	国道 403 号線
位置	起点	新潟市江南区茅野山字西郷
	終点	新潟市秋葉区鎌倉新田字蓮田
	主な経由地	新潟市秋葉区古田字裏田郷
区域延長		約 15,590m
構造	構造形式	地表式
	幅員	24m
	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	幹線街路 3・3・150 号亀田バイパスと立体交差 幹線街路 3・5・61 号本町白根線と立体交差 幹線街路と平面交差 4 か所
道路構造令の規定による道路の区分		第 3 種第 1 級 <sup>注)</sup>
計画交通量		21,900～37,500 (台/日) ※小阿賀野橋～古田交差点 (旧新津市 S 75 交通量配分図より)
消雪パイプの設置計画		無し
休憩所の設置計画		無し

注) 第 3 種：地方部のその他の道路

第 1 級：一般国道のうち平野部に存在し計画交通量が 20,000 台/日以上

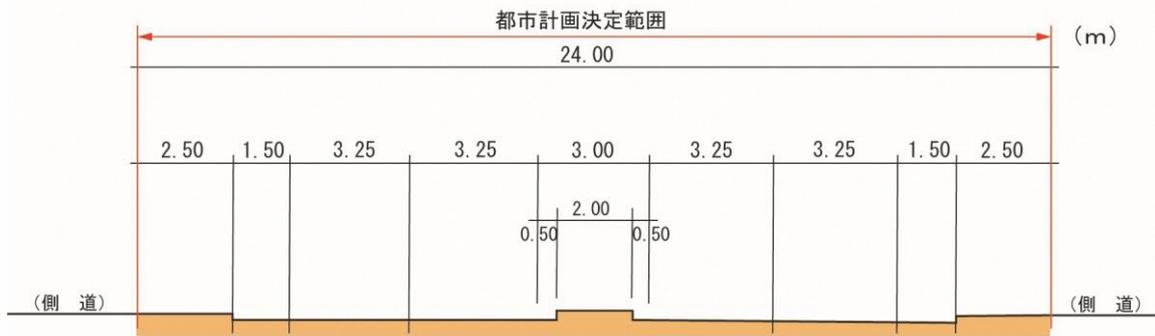


図 2.6.3 標準断面図 (平成8年都市計画決定時)

## 2.7 複数案の設定

### 2.7.1 ゼロ・オプションの検討

複数案の設定にあたり、まず「対象事業を実施しないこととする案 (ゼロ・オプション)」の検討を行った。

本事業区間は、広域的な道路として計画・整備し広域都市の健全なる発展を図るため、昭和59年に都市計画決定された都市計画道路の一部区間であり、本市の目指す多核連携型の都市構造において、都心から放射状に広がる国道のひとつとして位置付けられ、市民の日常的な移動はもとより、物流などの社会経済活動を支えるとともに、緊急輸送道路に指定され、災害時における重要な道路ネットワークとしての役割を果たしている。一方で、小阿賀野橋周辺や古田交差点で慢性的な渋滞が発生していることに加え、新潟中央環状道路が本事業区間と接続することにより、更なる渋滞が懸念されていることから、本事業区間を4車線に拡幅整備することにより、交通混雑の緩和を図り、物流・交流・連携の強化や災害に強い道路ネットワークを構築するものである。

このため、本市のまちづくりにおいて重要な事業であることから、本事業の実施は必要であると判断する。

### 2.7.2 位置等に関する複数案の設定

対象事業を実施する区域の位置及び規模 (幅員、延長、構造形式) は、都市計画道路として目指すべき都市像を実現させるため、施設の配置や規模等の検討を行い地域の合意形成が図られた上で決定された道路法線および計画であり、既に取得済の道路用地内において、暫定2車線又は暫定3車線を4車線に拡幅整備するものである。

このため、既に決定された道路法線を尊重するとともに、新たな道路用地の取得が不要であるといった経済性の観点や、既存の土地利用に対して改変面積も小さくなるといった環境負荷の観点からみても、複数案を設定することは合理的ではないことから単一案とする。